

太田市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項の居宅介護福祉用具購入費の支給を受ける居宅要介護被保険者及び法第56条第1項の介護予防福祉用具購入費の支給を受ける居宅要支援被保険者（以下これらを「居宅要介護被保険者等」という。）の一時的な費用負担の軽減を図ることを目的として、居宅要介護被保険者等から居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費（以下これらを「福祉用具購入費」という。）の受領の委任を受けた居宅介護福祉用具又は介護予防福祉用具の販売事業者（以下「事業者」という。）に対し、市が福祉用具購入費を支払うこと（以下「福祉用具購入費受領委任払」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業者の登録）

第2条 事業者は、居宅要介護被保険者等から福祉用具購入費の受領の委任を受ける前に、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払事業者登録（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出し、福祉用具購入費受領委任払事業者の登録の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかに審査し、その登録を決定したときは、当該申請を行った事業者に介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払事業者登録（変更）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を決定した事業者について、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払事業者登録簿（様式第3号）に必要事項を記録しておかなければならない。

4 事業者は、登録の決定を受けた事項に変更が生じたときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払事業者登録（変更）申請書を市長に提出し、登録の変更の申請を行わなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

（対象者）

第3条 福祉用具購入費受領委任払の適用を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載がされている者
- (2) 要介護認定の結果が出ていない者
- (3) 病院等に入院し、又は介護保険の対象となる施設等に入所している者その他被保険者証に記載されている住所地に住んでいない者

（申請）

第4条 福祉用具購入費受領委任払の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、居宅介護福祉用具又は介護予防福祉用具を購入後に介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払に係る委任状（様式第4号。以下「委任状」という。）を太田市介護保険規則（平成17年3月28日太田市規則第149号）第2条第1項の福祉用具購入費支給申請書に添付して市長に提出しなければならない。

（決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査し、福祉用具購入費受領委任払の適用の可否を決定し、事業者に介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払のお知らせ（様式第5号）により通知するものとする。

（支払）

第6条 市長は、前条の規定により福祉用具購入費受領委任払の適用を決定したときは、事業者に対し、福祉用具購入費を支払うものとする。

（返還）

第7条 市長は、福祉用具購入費受領委任払の適用の決定を受けた者の偽りその他不正な行為により事業者が福祉用具購入費の支払を受けたことが判明したときは、当該福祉用具購入費受領委任払の決定の取消しを行い、当該決定を受けた者からその全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。